

物価高騰対応重点支援臨時給付金のご案内

物価高の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税均等割非課税世帯へ給付金【3万円】+こども加算【2万円】を給付します。

給付金の支給額

- 1 世帯当たり3万円 ※同一世帯に18歳以下の児童がいる場合、対象児童1人当たり2万円が加算されます。（平成18年4月2日以降に生まれた児童） 詳しくは裏面Ⅱへ

支給対象と申請等の有無

支給対象となる世帯

令和6年12月13日（基準日）時点で九十九里町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の**住民税均等割が非課税**の世帯

【支給要件】

- ・世帯全員が住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていない
- ・世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である方がいない
- ・租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている方がいない

いいえ

支給対象外

はい

はい

はい

①九十九里町から7万円又は10万円の給付（※1）を世帯主の口座で受給した世帯

『支給のお知らせ』を送付します。

手続きは不要です。

※給付金の辞退や振込先の変更等がなければ手続き不要です。

※振込先の変更があれば令和7年2月28日までに町社会福祉課までお問い合わせください。

②左記以外の支給対象世帯

『確認書』を送付します。

返送が必要です。

③支給要件を満たしているが、通知が届かない世帯（※2）

申請が必要です。申請書の入手方法は、町ホームページ又は町社会福祉課までお問い合わせください。



返送・申請期限

令和7年3月31日（月） ※消印有効

詳しくは裏面「I」へ

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

- ①九十九里町から7万円又は10万円（※1）を世帯主の口座で受給した世帯対象となる世帯には、九十九里町から「支給のお知らせ」が届きます。振込先口座に変更がない場合は、手続きは**不要**です。
※振込開始時期：3月14日（金）から順次

②上記以外の世帯

対象となる世帯には、九十九里町から「**確認書**」が届きます。お送りした確認書の内容をご確認いただき同封の返信用封筒により**ご返送ください**。

※振込開始時期：受付から概ね1カ月程度



③支給要件を満たしているが通知が届かない世帯（※2）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に担当窓口へ直接または郵送でご提出ください。
※振込まで概ね1カ月を要します。



（※1）令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金、令和6年度の新たな住民税非課税世帯に対する給付金

（※2）令和6年1月2日以降に九十九里町外から転入した方を含む世帯、修正申告等により世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税となった世帯、令和6年度住民税が未申告である方を含む世帯

II こども加算

支給対象世帯のうち基準日時点で対象児童が属する世帯

- 支給対象世帯は手続き不要**です。同一口座へ振込みます。
- 基準日の翌日以降に生まれた新生児や別居している児童がいる場合は申請が必要です。申請書入手し添付書類とともに担当窓口へ直接又は郵送で提出してください。

返送・申請期限：令和7年3月31日（月）※消印有効

物価高騰対応重点支援臨時給付金

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

【担当窓口】 九十九里町社会福祉課社会福祉係
【受付時間】 8:30~17:00（平日）

 **0475-70-3162**